

# 「ながの結婚マッチングシステム」利用規約

## 1. ながの結婚マッチングシステムの概略

ながの結婚マッチングシステムとは、結婚支援を行う市町村や各種団体のネットワークにより、結婚を希望される方をインターネットのネットワーク上でマッチングできるようにし、広域的に出会いの機会をつくることで地域や職域を越えた結婚支援を推進することを目的として設置・運用するシステムです。

本システムは、事務局としてながの子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）及び長野商工会議所マリッジサポートセンター（以下「センター」という。）が運用します。

## 2. 登録できる方

ながの結婚マッチングシステムへ登録できるのは、本システムを利用しているネットワーク参加団体（以下「システム利用団体」という。）が実施する結婚相談等の窓口に登録されている独身の方であって、この「ながの結婚マッチングシステム」利用規約に同意いただいた方となります。

## 3. 登録方法

### （1）登録に必要なもの

- ① ながの結婚マッチングシステム登録申込書・同意書（様式4）
- ② 写真 ※任意のご提出となります。
  - ・プリントしたもの、Lサイズ（89mm×127mm）
  - ・3ヶ月以内に撮影されたもの
  - ・3枚まで提出できます。
- ③ 登録料 5,000円 ※団体への登録料とは別に必要になります。  
（所定の払込用紙により納入のうえ、その振替払込請求書兼受領証（写しでも可）を①の登録申込書へ貼付してください。）

### （2）登録手続

登録料を事務局が指定する払込用紙により郵便局で納入のうえ、ながの結婚マッチングシステム登録申込書・同意書（振替払込請求書兼受領証を貼付したもの）及び写真（任意）を、所属しているシステム利用団体へ提出してください。

当該団体は、提出のあった登録申込書等の内容を確認し、登録資格を満たしていると認められる場合には、これらの書類を事務局へ送付します。事務局での登録手続きが完了後、登録となります。

### （3）登録の有効期限と登録料

登録の有効期限は、登録日から2年間です。

登録料のほかは、登録の有効期限内における相談、検索、お見合い希望の申し出には費用はかかりません（団体で定めるお見合い料、成婚料等は別になります）。

ただし、システム利用団体での登録が失われた場合には、ながの結婚マッチングシステムの利用はシステム利用団体への登録を前提としているため、システム登録の有効期限内であってもシステムを利用できないものとします。

なお、登録後には、既に納入されたシステム登録料はお返しできませんのでご承知おきください。

#### 4. ながの結婚マッチングシステムの利用のしかた

##### (1) プロフィールの検索・閲覧

登録しているシステム利用団体の窓口で、団体のシステム担当者が、希望の条件に応じてプロフィールの検索・閲覧を行います。

なお、プロフィール画面には、相手方の住所・氏名等の個人を特定できる情報は掲載されません。

##### (2) 相手方への申し出

プロフィールの検索・閲覧の結果、相手方とお見合いを希望される場合は、システム利用団体の相談担当者へお申し出ください。

相談担当者が、相手方のシステム利用団体窓口の相談担当者へ連絡します。

なお、相手方へもプロフィール画面に掲載の情報が提供されますので、ご承知おきください。

相談担当者は、相手方のシステム利用団体を通じて相手方本人の希望の有無を確認し、その結果について2週間以内にご連絡します。

##### (3) お見合い

お見合いについては、双方のシステム利用団体窓口の間で日時、場所、相談担当者同席の有無等を調整のうえ、当該団体の責任のもとに行います。

お見合いの場所については、事務局が指定する「結婚支援協力店」、または過去に利用実績のある店舗など安心して利用できる場所を当該団体が選定します。

なお、お見合い後において、当人の住所、連絡先等の情報は、当人同士の責任において交換してください。

お見合いの結果については、システム利用団体の相談担当者へ1週間以内に報告してください。

##### (4) 結婚、交際の中止

ご結婚に至ったとき、または本システムを利用したお見合い後の交際を中止した場合は、登録されているシステム利用団体の相談担当者までご一報ください。

#### 5. 個人情報の利用目的

事務局及びシステム利用団体は、登録した方から提供された個人情報を、本システムの運営、その他本システムが提供するサービスに関連する目的にのみ利用するものとします。

#### 6. 登録内容の変更・削除など

##### (1) 登録内容の変更

登録内容の変更を希望される場合は、登録しているシステム利用団体の窓口へお申し出ください。

なお、登録内容に変更があった場合は、速やかにお申し出いただくようお願いします。

##### (2) 登録の更新

登録の更新を希望する場合は、登録料を事務局が指定する払込用紙により郵便局で納入のうえ、ながの結婚マッチングシステム登録更新申込書・同意書（様式5）（振替払込請求書兼受領証を貼付したものを）、登録しているシステム利用団体へ提出してください。

### （3）登録の削除

登録の有効期限から2年を経過した方、団体での登録を失ってから2年を経過した方及び有効期限の前に何らかの理由により登録取消しのお申し出があった方については、システム上の登録を削除します。

この場合、登録を削除した方に関する全ての書類について、裁断した後に廃棄処分を行います。登録者本人への返却は行いませんのでご承知おきください。

## 7. 注意事項

### （1）守秘義務

プロフィール票や関係書類等のコピーを禁止するとともに、紹介、お見合い等で知り得た情報の第三者への提供を禁止します。

### （2）個人登録の取り消し

登録した方が、虚偽の登録、利用規約に違反する行為、倫理・マナーに反する行為、ストーカー行為など不適切な行為を行っていると思われる場合には、ながの結婚マッチングシステムの登録を取り消すことがあります。

## 8. 免責事項

本システムを活用することによる交際及び結婚は、登録した方が当人同士の責任において決定するものであり、県民会議及びセンター並びにシステム利用団体は一切の責任を負いません。

ながの結婚マッチングシステムの個人情報第三者により改ざんされた場合は、県民会議及びセンターは一切の責任を負いません。

本事業の実施に起因して生じたシステム利用団体や他の登録者との紛争、または第三者との紛争、事故、被害について、県民会議及びセンターは一切の責任を負いません。

## 9. 損害賠償

登録した方が利用規約に違反した行為を行った場合、または不正もしくは違法な行為によって県民会議及びセンターに損害を与えた場合は、県民会議及びセンターは相応の損害賠償の請求を行うことがあります。

## 10. お問い合わせ先

ながの子ども・子育て応援県民会議事務局（長野県企画部企画課調整係）

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7018

長野商工会議所マリッジサポートセンター

〒380-0904 長野市七瀬中町 276

電話 026-227-2428